

住まいる倶楽部関東・甲信 規約

第1章 総則

(名称)

第1条

当団体は、住まいる倶楽部関東・甲信（以下、当団体）と称する。

(事務局)

第2条

当団体は、以下の支部を設置する。

- (1) 茨城県支部 茨城県水戸市笠原町978-30 一般財団法人茨城県建築センター内
- (2) 栃木県支部 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 一般社団法人栃木県建築士会内
- (3) 群馬県支部 群馬県前橋市大渡町1-10-7 公益財団法人群馬県建設技術センター内
- (4) 山梨県支部 山梨県甲府市丸の内1-14-19 一般社団法人山梨県建築士会内
- (5) 長野県支部 長野市大字鶴賀緑町1605番地14 一般財団法人 長野県建築住宅センター内
- (6) 東京都支部 東京都町田市原町田1-7-17 ガレリア町田ビル4F AI確認検査センター株式会社 内
- (7) 神奈川県支部 神奈川県川崎市麻生区万福寺1-1-1 新百合ヶ丘シティビルディング6階 富士建築センター株式会社内

2 支部を統括する事務局は、上記支部内に設置し、年度ごとの持ち回りとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

当団体は、住宅の建設やリフォーム事業に資する各種情報提供を行うことにより、住宅事業者等の健全な発展を促進するとともに、住宅瑕疵担保履行法への確実な対応により、良質な住宅の供給を図ることをもって、安心して安全な住まいづくりの推進と、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

当団体は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員に対する各種情報の提供
- (2) 会員に対する研修会等の開催
- (3) 住宅瑕疵担保履行法等の円滑な推進
- (4) 関係各機関との連絡調整
- (5) その他、当団体の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会 員)

第5条

当団体の会員は、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、岩手、宮城、山形、福島、静岡のいずれかに事業所を有する、もしくは左記のいずれかの県内において事業を行う住宅事業者等で構成する。

(入退会)

第6条

本会への会員を希望する者は、入会申込書（様式1）を提出しなければならない。

2 会員は、入会申込を行った内容に変更が生じた場合、変更届（様式2）を遅滞なく提出する。

3 会員は、本会を退会しようとするときには、退会届（様式3）を提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第7条

会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

- 1 本団体の名誉を著しく毀損したとき
- 2 会員である団体が消滅したとき

(入会費及び年会費)

第8条

本会の入会費及び年会費は無料とする。

第4章 品質管理基準

(品質管理基準の設置及び適合性の確認)

第9条

当団体は、品質管理基準を定め、会員への周知と、適合性の確認を行う。

第5章 役員及び運営

(役員)

第10条

当団体に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以上

(役員任期)

第11条

役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第12条

本会の円滑な運営を図るため、役員で構成する運営委員会を設置し、会長が総理する。

- 2 運営委員会は、会長が必要に応じて招集する。

第6章 事業報告及び監査

(事業年度)

第13条

当団体の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

(事業報告)

第14条

当団体は、事業年度ごとに、次の事項を報告する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画
- (3) 事業報告
- (4) その他会長が必要と認める事項

(監査)

第15条

次の事項について、事務局の処理が適切に行われていることの確認のため、会長が委任する監査員による監査を実施する。

- (1) 事務処理等の適合状況について
- (2) 団体認定住宅の利用状況について

(3) その他

第7章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第16条

個人情報の取扱いは、別に定める個人情報保護方針によるものとする。

第8章 その他

(その他)

第17条

本規約に定めのない事項は、第12条の運営委員会で協議し決定するものとし、会員に通知する。

付則

この規約は、令和5年8月31日から施行する。